

新たに事業を始める方へ

新見市創業支援事業補助金

- 新たに店舗を構えて、自分のやりたい仕事をしたいが、初期費用が・・・
- 子育てが一段落したので、家事の合間にネット販売をしてみたいが・・・
- 現在のスキルを活かして、新見に帰り、会社設立を検討したいが・・・

新見市創業支援事業計画に従い、創業を目指す起業家に対し、事業開始時に必要となる費用の一部を補助することにより、意欲ある起業家の事業支援や、女性による新たなビジネススタイルの実現や、U J Iターンによる定住促進など、様々なビジネスプランを支援することで、新たな産業創出や雇用の確保を目指します。



★新見市創業支援事業とは？

新たにお店を開店させる場合や、新たに事業所を立ち上げる場合に必要となる経費を、補助金として交付いたします！（補助対象経費は裏面を参考）

★補助対象となる人は？

新見市に居住している60歳未満の個人の方が対象となります。
ただし、①既に創業に関する補助事業を実施している者、②現在、会社（法人）の代表及び役員の職にある者、③税金の滞納がある者などは補助対象者になりません。

■補助金額 上限 100万円

- 補助率
- ①市内創業事業（補助率：1／2）
補助対象者が実施する事業
 - ②女性創業事業（補助率：2／3）
女性の補助対象者が実施する事業
 - ③移住創業事業（補助率：2／3）
市内に住所を移し、1年以内の補助対象者が実施する事業

求心！起業家！

■補助対象経費

- ・店舗等借入費
事業に関わる事務所、店舗の賃料（※敷金・礼金は含まない。）
ただし、借入を行う店舗の所有者が、3親等以内の親族の場合は対象外
- ・初度調弁費
事業の実施に必要な事務所、店舗の改装費用
（※市内施工業者への発注する部分のみを対象とする。）
事業の実施に必要な備品の購入費（10万円以上のもの）
（※車両は対象に含まない。）
- ・広報費
ホームページ作成、パンフレット・チラシ制作、広告、展示会出展費等
- ・委託費
会社設立に係る司法書士等への支払費用
事業プラン策定等に係る専門家派遣の経費
市場調査等の外部委託費等（補助対象経費全体の50%以内）

【いずれの経費も、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は対象外です。】

■補助金交付時期

補助対象で計上した経費の支払いが終了した時点で実績報告を行い、内容精査後に補助金交付いたします。

なお、実績報告後であっても、必ず会社設立届又は開業届の写しは提出いただきます。

■補助金対象外業種

下記の業種については、補助金の対象外といたします。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 金融業・保険業
- (4) 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
- (5) 以下のサービス業等
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制の対象となる風俗営業
・性風俗関連特殊営業
 - ②競輪・競馬等の競走場、競技団
 - ③芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
 - ④場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ⑤興信所
 - ⑥集金業、取立業
 - ⑦易断所、観相業、相場案内業
 - ⑧宗教
 - ⑨政治・経済・文化団体

まずは相談ください！

～ 問い合わせ先：新見市役所 商工観光課 ～

(0867-72-6137)